

海外からの戸籍郵送請求方法

●海外在住の方が、戸籍の証明書を請求する方法をいくつかご案内いたします。

- 方法① 日本国内に住んでいる人が代理で請求する方法
- 方法② 戸籍の証明書をご自身が直接海外から請求する方法（現地の郵便局で現金書留の取扱いがあり、日本円を送れる〈送金できる〉場合のみ）
- 方法③ ご自身が戸籍の証明書の請求をし、戸籍郵送の手数料は日本国内の親族や知人等が支払う方法

方法① 日本国内に住んでいる人が代理で請求する方法

日本国内からの請求ですので、より簡単で確実な方法となります。

日本国内に直系の親族（祖父母、父母、子、孫等。ただし、ご兄弟は含まれません。）または配偶者がいらっしゃる場合、その方が本人に代わって（１）か（２）のいずれかで戸籍の証明書を請求する方法です。

※直系の親族または配偶者以外の方が戸籍の証明書を請求する場合は委任状が必要となります。

（１）品川区役所来庁請求

日本国内にいる直系の親族や配偶者が区役所窓口に来庁し、本人に代わって戸籍の証明書を請求する。来庁される方の本人確認資料（運転免許証、パスポート、個人番号カード等）が必要です。

（２）郵送請求

日本国内にいる直系の親族や配偶者が本人に代わって戸籍の証明書を郵送で請求する。請求方法は、品川区ホームページ中の「戸籍郵送請求の方法」をご参照ください。

方法② 海外からご自身が直接戸籍の証明書の請求をする方法（現地の郵便局で現金書留の取扱いがあり、日本円を送れる（送金できる）場合のみ）

海外から、戸籍の証明書の請求に必要な書類を品川区に送付いただき、海外請求者の本人所在地に戸籍の証明書を返送いたします。

基本は国内からの請求と同じですが、手数料・返信料金・送付先住所など下記の点にご留意のうえ請求願います。

<<海外からの郵送請求で必要な書類>>

1. 【次の内容を明記した請求書】

「戸籍証明書（郵送）請求書」からダウンロードも可能です

ア) 請求者の住所、e-mail アドレス（必須）、FAX 番号、氏名、必要な方との関係

（申請に不明な点・不備等がありましたら、メールにて連絡いたしますので
請求書にメールアドレスをご記入ください。）

イ) 本籍、筆頭者名、証明する方の氏名、生年月日

ウ) 証明書の種類（個人事項証明書（抄本）は、必要な方の名前を書いてください
い)

エ) 必要な通数

オ) 使用目的

2. 【本人確認書類および返送先住所の確認書類のコピー】

戸籍の証明書の返送先は、本人確認書類に書かれた住所となります。

本人確認書類に現に住んでいる住所が記載されていれば、返送先住所の確認書類は不要です。そうでない場合は、次のとおりです

* 本人確認書類の住所が現に住んでいる住所ではない、または載っていないとき
本人確認書類の他に、現に住んでいる住所が記載された賃貸契約書、または3か月以内の公共料金の領収書、または3か月以内の消印のある書簡、などのコピーをお送りください。

* 本人確認書類がないとき

パスポートと、現に住んでいる住所が記載された賃貸契約書、または3か月以内の公共料金の領収書、または3か月以内の消印のある書簡、などのコピーをお送りください。

* ご請求者へ確実に戸籍の証明書を郵送するため、必ずご請求者名義の書類をお送りください。

3. 【返信用封筒】

- * 返送先を記入してください
- * お急ぎ時や、配達状況を確認したい場合は、EMS（国際スピード郵便）をご利用ください。<http://www.post.japanpost.jp/int/ems/index.html>
 - ・EMS で返信希望の場合は、封筒及び伝票はこちらで用意します。
 - ・申請書記載の住所地に送付します。
 - ・包装材が1通51円（マチ付きは71円）のため包装材代金もあわせてお送りください。

4. 【手数料と返信料金】

現金書留（現地の郵便局で扱っている場合のみ）で**日本円**を戸籍手数料と返信料金の合計額を不足のないよう送付してください。おつりは日本の切手でお返しいたします。

なお、返信料金の金額は、日本郵便局株式会社のホームページで確認してください。<https://www.post.japanpost.jp/index.html>

【ご注意ください！】

- * 従来の日本の切手や国際返信切手券（クーポン）でのお取扱いはできなくなりました。
- * 銀行小切手でのお取扱はしておりません。
- * 戸籍手数料・返信料金の品川区口座への入金はできません。

5. 【委任状】

- * 代理人請求の場合は委任状が必要となります。
- * 印鑑が無い場合はサイン等で代用ください。

方法③ 戸籍の証明書をご自身が請求し、戸籍郵送の手数料は日本国内の親族や知人等が支払う方法

海外のご請求者が海外から戸籍の証明書の請求を行います。

- * 必要な書類は、**方法②の<<海外からの郵送請求で必要な書類>>**をご参照ください。
- * 戸籍手数料と返信料金は、日本国内にいる親族や知人に、窓口来庁の場合は現金、郵送の場合は定額小為替で支払いいただき、お支払いが完了した時点

で、海外の請求者宛に戸籍の証明書を送付いたします。

- * ご請求者からの請求時に、『手数料と返信料金は、別途日本国内の〇〇が支払う』旨のメモを同封してください。

請求先

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36
品川区役所 戸籍住民課 戸籍郵送担当